

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備<br/>                     1～7 (略)</p> <p><u>8</u> 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第<u>四</u>条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>二 (略)</p> | <p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備<br/>                     1～7 (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>二 (略)</p> |